

# 播磨町地球温暖化対策実行計画

## (区域施策編)

令和 8 (2026) 年 3 月

兵庫県播磨町

## はじめに

私たちの地球は、今、かつてない危機に直面しています。地球温暖化による気候変動は、私たちの生活や自然環境に深刻な影響を及ぼしています。この問題に対処するためには、播磨町に関わる全ての人が一丸となって取り組むことが不可欠です。私たちの未来を守るために、今こそ行動を起こす必要があります。

本計画は、地球温暖化対策を推進するための具体的な施策を示すものであり、地域の特性やニーズに応じた取り組みを行うことを目的としています。住民の皆様と共に、持続可能な社会の実現に向けて、具体的な行動を起こしていくことが求められています。

まず、私たちが直面している地球温暖化の現状を理解し、その影響を認識することが重要です。気温の上昇や異常気象の頻発は、農業や水資源、健康、さらには生物多様性にまで影響を及ぼしています。これらの問題は、私たちの生活の質を脅かすだけでなく、次世代に引き継ぐべき地球環境をも損なうものです。

このような状況を打破するために、温室効果ガスの排出削減が急務となっています。播磨町においても、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進、交通の効率化など、さまざまな施策を通じて、温室効果ガス排出量を抑制しなければなりません。

さらに、住民の皆様の理解と協力を得ることが、地球温暖化対策の成功には欠かせません。住民の皆様と意見を交わし、合意形成を図りながら、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。地域の皆様が主体的に参加できるような施策を展開してまいります。住民の皆様が安心して暮らせる環境を整え、次世代に美しい地球を引き継ぐための基盤を築いていく所存です。

最後に、地球温暖化対策は一人ひとりの意識と行動から始まります。私たちの未来を守るために、共に手を取り合い、持続可能な社会の実現に向けて、力を合わせていきましょう。皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



令和8（2026）年3月

播磨町長

佐伯 謙作

# 目 次

第1章 計画の基本的事項 .....	1
1. 地球温暖化対策を巡る動向 .....	2
2. 計画の基本的事項 .....	9
3. 本町の地域概況 .....	12
第2章 温室効果ガス排出状況 .....	22
1. 現況の温室効果ガス排出量 .....	23
2. 温室効果ガス排出量の将来推計 .....	25
第3章 将来像と計画の目標 .....	27
1. 2050年の将来像 .....	28
2. 再生可能エネルギー導入目標 .....	29
3. 温室効果ガス削減目標 .....	32
第4章 目標達成に向けた取組施策 .....	34
1. 基本目標と施策の方向性 .....	35
2. 基本目標1. エコで未来につなぐ“安心・安全・快適”に暮らせるまち .....	37
3. 基本目標2. 脱炭素社会に向けた地域づくり .....	66
4. 基本目標3. 持続可能なまちを創る人づくり、仕組みづくり .....	72
第5章 計画の推進方法 .....	78
1. 推進体制 .....	79
2. 計画の進捗管理 .....	80
資料編	
資料編1 温室効果ガスの排出状況 .....	82
資料編2 再生可能エネルギーポテンシャル調査 .....	86
資料編3 温室効果ガス削減目標（削減量） .....	88

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 地球温暖化対策を巡る動向

#### (1) 地球温暖化（気候変動）の影響

温室効果ガスは、太陽の光を反射する地表からの熱を吸収して大気を暖める働きがあります。温室効果ガスがなければ、地球の平均気温はマイナス 19℃くらいになるといわれています。しかし、人間の活動によって温室効果ガスが増えすぎると、熱の吸収が過剰になり、地球の気温が上昇します。これが地球温暖化と呼ばれる現象です。



図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム  
(出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

今後、温室効果ガス濃度が上昇し続けると、気温もさらに上昇すると予測されており、化石燃料依存型の経済活動を続けた場合、今世紀末までに 3.3～5.7℃の上昇が予測されています。

地球温暖化によって引き起こされる影響は非常に広い分野に対して及ぶとされており、私たちの生活が脅かされる可能性が指摘されています。

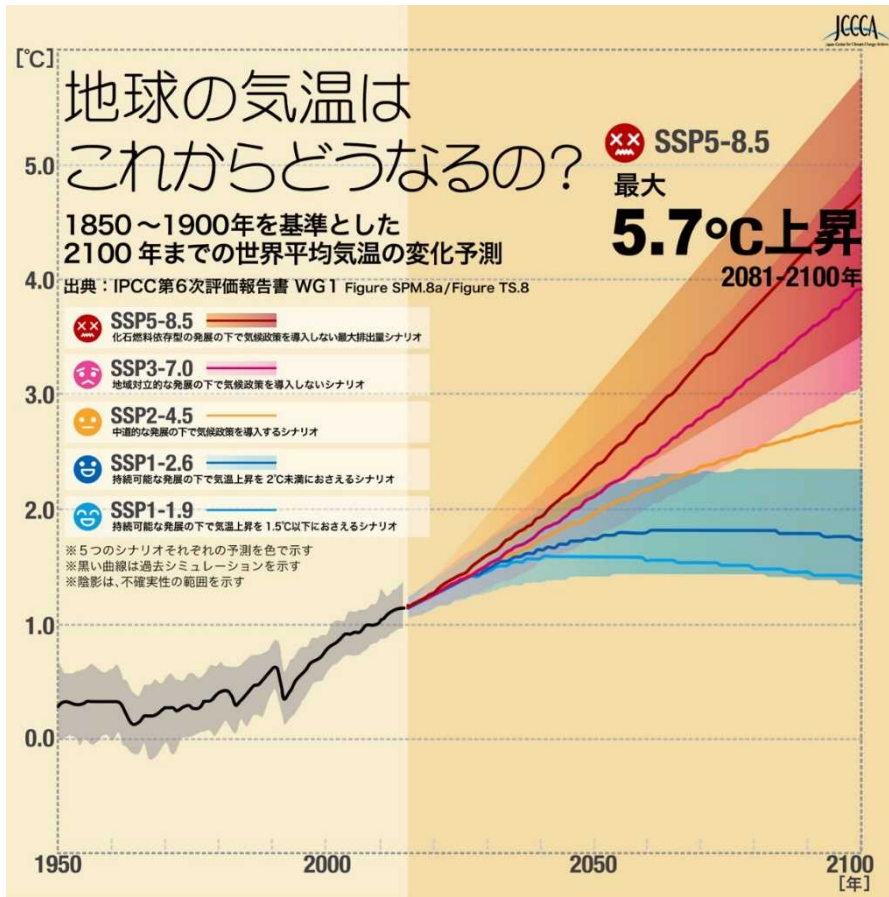


図 1-2 2100 年までの世界平均気温の変化予測  
(出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

## 2100 年の日本はどうなるの？

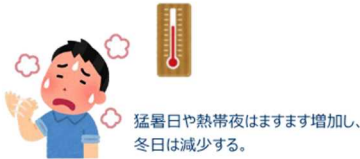
### 将来予測まとめ

文部科学省 気象庁  
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN Meteorological Agency

21世紀末の日本は、20世紀末と比べ...

※黄色は2°C上昇シナリオ、赤色は4°C上昇シナリオによる予測

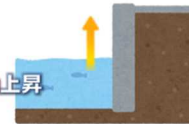
年平均気温が約1.4°C/約4.5°C上昇



日本近海の平均海面水温が約1.13°C/約3.45°C上昇



沿岸の海面水位が約0.40m/約0.68m上昇



降雪・積雪は減少

雪ではなく雨が降る。ただし大雪のリスクが低下するとは限らない。



激しい雨が増える

日降水量の年最大値は約12% (約13 mm) / 約27% (約28 mm) 増加。  
50 mm/h以上の雨の頻度は約1.8倍/約3.0倍に増加。

3月のオホーツク海海面面積は約32%/約78%減少

【参考】4°C上昇シナリオでは、21世紀末までには夏季に北極海の海水がほとんど融解すると予測されている (IPCC, 2021)。



台風は強まる  
台風に伴う雨は増加

日本周辺海域においても世界平均と同程度の速度で海洋酸性化が進行



参考文献 IPCC, 2021: Climate Change 2021: The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change [Masson-Delmotte, V., P. Zhai, A. Pirani, S.L. Connors, C. Péan, S. Berger, N. Caud, Y. Chen, L. Goldfarb, M.I. Gomis, M. Huang, K. Leitzell, E. Lonnoy, J.B.R. Matthews, T.K. Maycock, T. Waterfield, O. Yelekçi, R. Yu, and B. Zhou (eds.)]. Cambridge University Press, Cambridge, United Kingdom and New York, NY, USA, 2391 pp. <https://doi.org/10.1017/9781009157896>

25

図 1-3 2100 年の将来予測  
(出典：日本の気候変動 2025)

## (2) 地球温暖化防止に向けた国内外の動向

### ① 国際的な動向

#### ■ SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs とは、2015 (平成 27) 年 9 月に国連サミットで採択された、2030 (令和 12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことをいいます。「誰一人取り残さない」ことを誓い、17 のゴール (目標) と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs) が掲げられ、行政のみならず民間企業においても目標達成に向けた取り組みが求められています。



図 1-4 SDGs17 のゴール  
(出典：国際連合広報センター)

#### ■ パリ協定

2015 (平成 27) 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議 (COP21) が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定では、次の 2 点が世界共通目標として掲げられています。

<世界共通目標>

- ▶世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。
- ▶そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウト (頂点に達し、それ以上は上がらない状態のこと。同時にそこから先は下落や衰退に転じること) し、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と (森林などによる) 吸収量のバランスをとる。

また、2018 (平成 30) 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるため

には、CO<sub>2</sub>排出量を2050（令和32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

この報告書を受け、世界各国で、2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## ② 国内の動向

### ■ カーボンニュートラル宣言と地球温暖化対策計画の改定

日本政府は、2020（令和2）年10月に「2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指す」ことを宣言しました。

これを受けて、2025（令和7）年2月に「地球温暖化対策計画」が改定され、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%削減する目標に加え、「1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」という新たな目標が設定され、目標を達成するために取り組むべき施策が示されました。

### 【参考】温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

【単位：100万t-CO<sub>2</sub>、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH <sub>4</sub> ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の幅に向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

3

図 1-5 温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安  
（出典：内閣官房・環境省・経済産業省 地球温暖化対策計画の概要）

## カーボンニュートラルってなに？

カーボンニュートラルとは、直訳すると「炭素中立」。つまり、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするというものです。具体的には、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を必要最小限にするとともに、植林や森林管理といった他の活動で吸収し、埋め合わせすることをいいます。

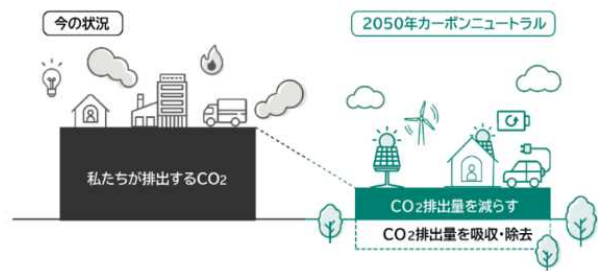


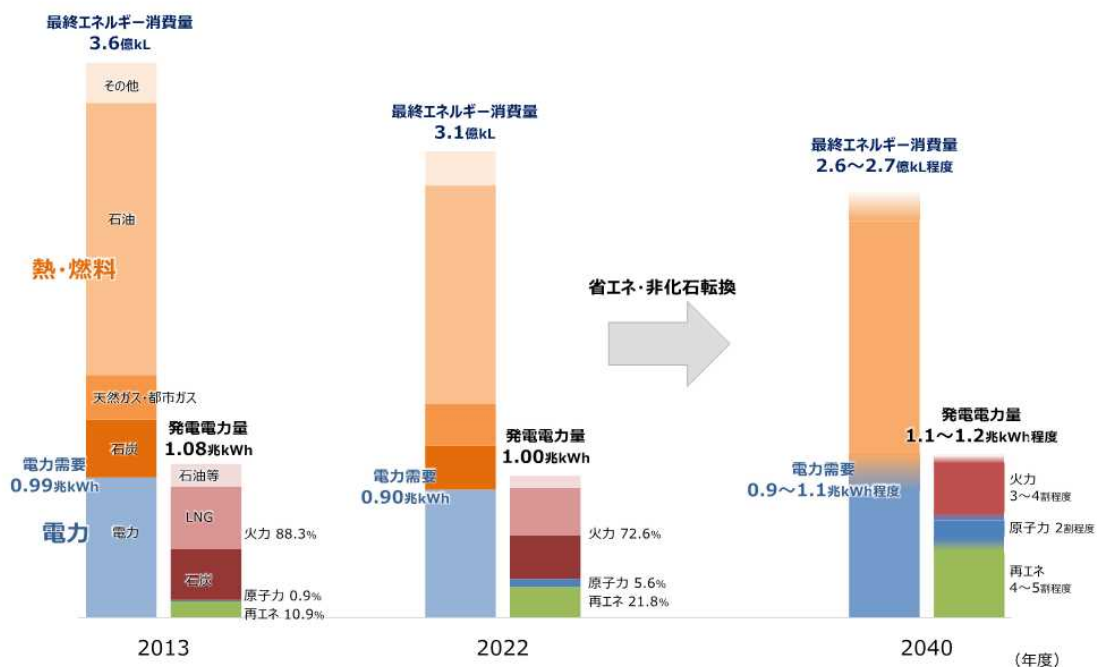
図 1-6 カーボンニュートラルの概念図

(出典：「環境省 脱炭素ポータル  
カーボンニュートラルとは」をもとに加工)

### ■ エネルギー基本計画の改定

2025（令和7）年2月に「エネルギー基本計画」が改定され、エネルギー自給率を2040（令和22）年度までに30～40％程度とし、再生可能エネルギーの電源構成割合を2040（令和22）年までに40～50％程度を目指としています。特に太陽光発電は23～29％程度、風力発電は4～8％程度、水力発電は8～10％程度、地熱発電は1～2％程度、バイオマス発電は5～6％程度を目指としています。

### (参考) エネルギー需給の見通し (イメージ)



(注) 左のグラフは最終エネルギー消費量、右のグラフは発電電力量であり、送配電損失量と所内電力量を差し引いたものが電力需要。

10

図 1-7 2040 年度におけるエネルギー需給の見通し  
(出典：資源エネルギー庁 第7次エネルギー基本計画の概要)

## ■ 気候変動適応計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された気候変動適応計画では、「気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること」を目標とし、7つの基本戦略のもと、各分野の適応策が示されています。

## ■ 兵庫県における地球温暖化対策

兵庫県は、脱炭素社会の実現を地域から先導するとともに、気候変動の影響への耐性・回復力を備えた地域づくりを目指し、2022（令和4）年3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（以下「県推進計画」という。）を改定しました。県推進計画では、長期的な将来像として「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を掲げており、再生可能エネルギーの導入など、県民・事業者・団体・行政等が一体となった取組を推進していくこととしています。

具体的には、2030年度における温室効果ガス排出量の48%削減（2013（平成25）年度比）に取り組みつつ、さらなる高みを目指すこととしています。

また、レジリエンスの向上や地域資源の有効活用の観点からも、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要があることから、2030（令和12）年度の再生可能エネルギー導入目標（発電量）を80億kWh（再エネ比率約22%）としていましたが、100億kWh（再エネ比率約30%）へと見直しを行いました。

## ■ 播磨町の地球温暖化対策の取組

2016（平成28）年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められており、本町においても、地球温暖化の防止に向け総合的かつ計画的な取組を推進するために2021（令和3）年3月に「播磨町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、本町が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策を推進しています。

また、昨今の本町における地球温暖化対策に関する取組については以下の通りです。

表 1-1 播磨町の地球温暖化対策の取組

電気自動車用普通充電器の設置	本町において、カーボンニュートラル実現に向け、電気自動車用普通充電器を設置しました。2023 年 10 月に株式会社ダイセキ様より企業版ふるさと納税のご寄付を賜り、これを活用し設備を導入しています。
太陽光発電システム設置費補助金交付事業	町内の住宅（一戸建ての家屋であって、店舗等との併用住宅を含む。）に太陽光発電システムを設置した方、又は町内に建築された太陽光発電システム付きの住宅を購入した方を対象に補助金を交付しています。
蓄電池システム設置費補助金交付事業	町内の住宅（一戸建ての家屋であって、店舗等との併用住宅を含む。）に蓄電池システムを設置した方、又は町内に建築された蓄電池システム付の住宅を購入した方等を対象に補助金を交付しています。
電気自動車等充電ステーション設置費補助金	本町は脱炭素社会を実現するため、電気自動車（EV）の普及を促進しています。町内事業者の皆様を対象に充電ステーション設置の導入を支援し、電気自動車を利用しやすい環境の整備を促進しています。
太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業	家庭の太陽光発電設備普及を推進するために、県内自治体が 2022（令和 4）年度から連携して実施している「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業」に、2024 年度から参画しています。
事業者用太陽光発電の共同調達支援事業	事業者用の太陽光発電設備普及を推進するために、県内自治体が 2025（令和 7）年度から 2028（令和 10）年度まで連携して実施している「ひょうご事業者用太陽光発電の共同調達支援事業」に、2025（令和 7）年度から参画しています。
クーリングシェルターを指定	クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは、気候変動適応法第 21 条第 1 項に規定する指定された施設のことです。熱中症特別警戒アラートが発表された際、クーリングシェルターに指定された冷房設備のある町の施設などを、暑さをしのげる場所として利用することができ、現時点では町内 19 施設において指定しています。

## 2. 計画の基本的事項

### (1) 目的

「播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）は、播磨町内から排出される温室効果ガスの状況を捉え、その量を削減する目標を定め、住民・事業者・町のそれぞれが率先して地球温暖化対策の取組みを推進することを目的とします。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第3項の規定による地方公共団体実行計画として策定し、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図るとともに、県の「兵庫県地球温暖化対策推進計画」と連携を図ります。

### (2) 位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「第5次播磨町総合計画」や町の環境の保全及び創造に関する施策について定めた「播磨町環境基本計画」と整合を図るとともに、国や兵庫県の計画及び本町の各種関連計画と整合・連携を図り、総合的に進めていくものとしします。

更に、地球温暖化対策（緩和策）として極めて関連性の高い気候変動における「適応策」について、「気候変動適応法」第12条の地域気候変動適応計画に位置づけられます。

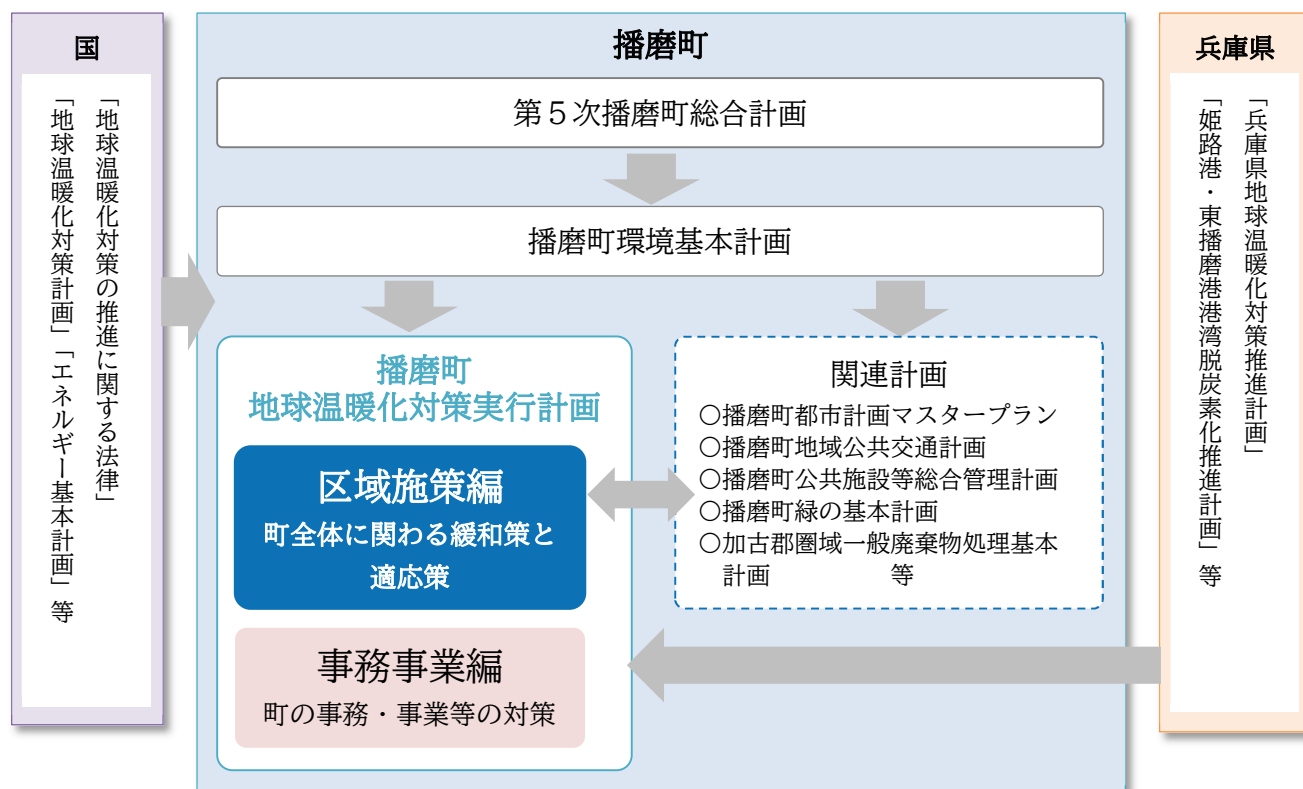


図 1-8 計画の位置づけ

### (3) 計画期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とし、取組みの状況や排出量実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、2013（平成25）年度を基準年度、短期目標年度を2030（令和12）年度、中期目標年度を2035（令和17）年度、長期目標年度を2040（令和22）年度、最終目標年度を2050（令和32）年度と設定します。

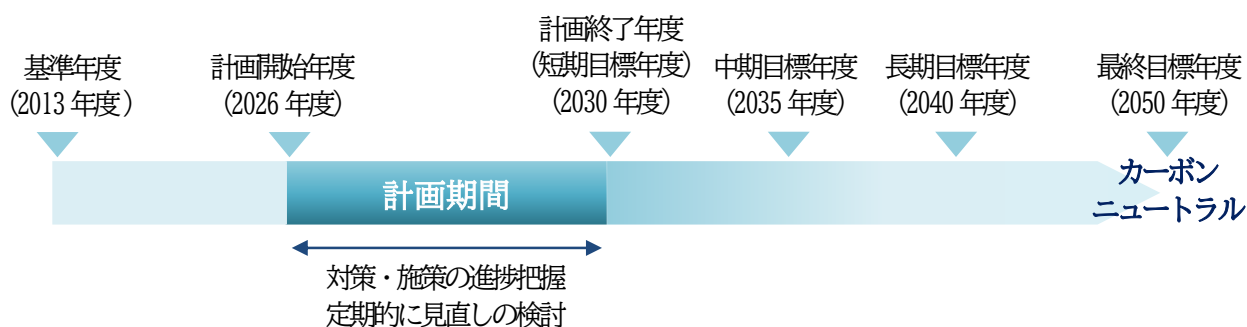


図 1-9 基準年度、目標年度及び計画期間

### (4) 対象とする範囲

本計画の対象地域は、本町全域とします。

また、地球温暖化対策を進めるにはあらゆる主体による取組が必要であることから、住民・事業者・町のすべてを対象とします。

### (5) 対象とする温室効果ガス

温対法では、「温室効果ガス」としての7物質が規定されていますが、排出される温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が90%以上を占めています。

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）以外のメタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の排出量の把握は困難で、排出量も比較的に少ないと考えられます。

そのため、本計画において算定対象とする温室効果ガスは、人為的排出量が多く、地球温暖化に対する影響が最も大きいとされている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### (6) 対象とする部門

町域からの温室効果ガスの発生状況を把握する部門は、産業、家庭、業務その他、運輸、廃棄物の計5部門とします。

表 1-2 対象部門

部門名	業 種
産業	<p>第1次産業（農業、林業）及び第2次産業（製造業、鉱業、建設業）の工場や事業所内（建設現場や農地も含む）において、生産活動等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。</p> <p>なお、工場・事業所の社用車や公共交通機関の利用等は運輸部門で計上するものとし、独立して立地する本社事務所や研究所等は業務その他部門で計上します。</p>
家庭	<p>各家庭の住宅内において、電力やガス等のエネルギー消費に伴う温室効果ガス排出量を対象としています。</p> <p>なお、自家用車や公共交通機関の利用等は運輸部門で計上します。</p>
業務その他	<p>第3次産業（小売業、医療、教育、情報通信、飲食、宿泊等のサービス業や行政機関）の店舗や庁舎等において、事業活動等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。</p> <p>なお、社用車や公共交通機関の利用等は運輸部門で計上します。</p>
運輸	<p>自家用車、社用車、バスやタクシー等の旅客自動車、トラック等の貨物自動車、鉄道、船舶のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。</p>
廃棄物	<p>家庭や事業者が排出する一般廃棄物の焼却処分に伴う温室効果ガス量を対象としています。</p>

### 3. 本町の地域概況

#### (1) 自然的特性

##### ① 位置及び地勢

- 位置は、兵庫県南部の中央で、南は瀬戸内海、東は明石市、北と西は加古川市に接しています。
- 面積は、9.13 平方キロメートルと県下では最も小さな町で、その3割は海を埋め立てて造成された人工島です。
- 地形は、概ね平坦な平野部からなり、町の中心部を喜瀬川が貫流し、山等の「森」を持たないため、「ため池」、「水田」、「海」等の「水」が環境の基盤です。一方、喜瀬川の適正な流量の確保や、瀬戸内海の栄養塩の循環バランス確保等の広域的な課題を抱えています。



図 1-10 本町の位置

(出典：播磨町都市計画マスタープラン)

## ② 気象

### ■ 年間降水量・年平均気温

- 全般的に温暖で雨が少ない瀬戸内式気候であり、過去 10 年間に於いて年平均気温は 16.4℃でした。
- 過去 10 年間の年間降雨量は平均 1,236.3mm となっています。

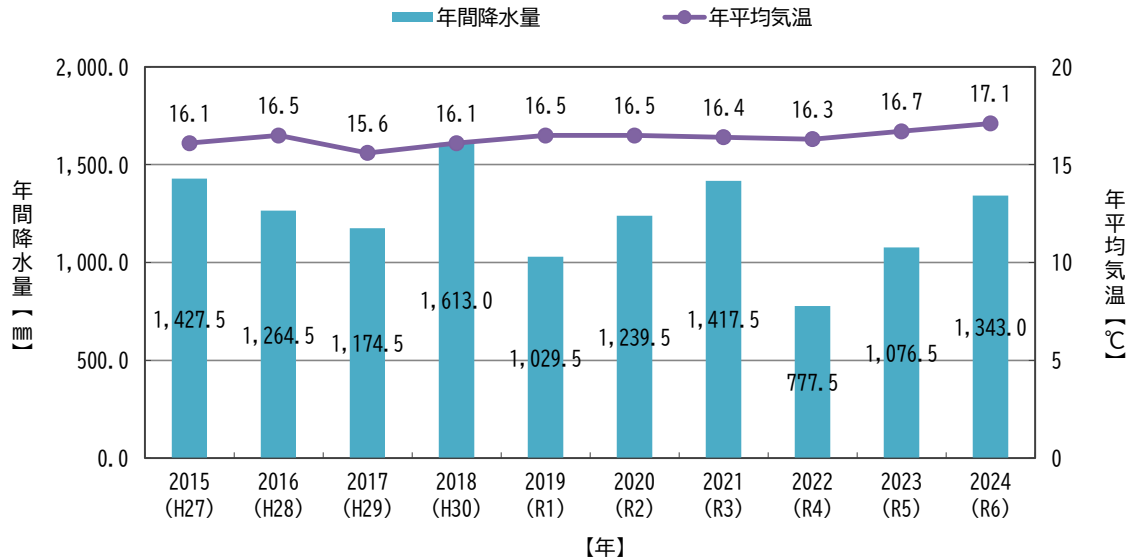


図 1-11 年間降水量・年平均気温  
(出典：気象庁 明石観測所)

### ■ 年間日照時間

- 過去 10 年間の年間日照時間は平均 2,263 時間となっています。  
※2021 (令和 3) 年は一部欠損データがあります。
- 日照時間は、全国平均 (約 1,916 時間) よりも長くなっています。

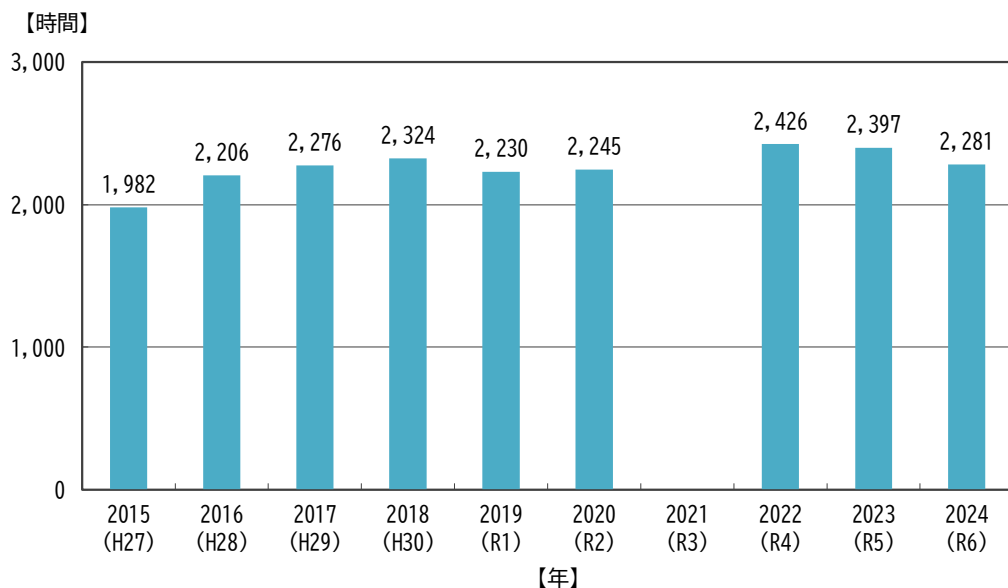


図 1-12 年間日照時間  
(出典：気象庁 明石観測所)

### ③ 土地利用

●2024（令和6）年の地目別面積は、宅地が88.3%となっています。

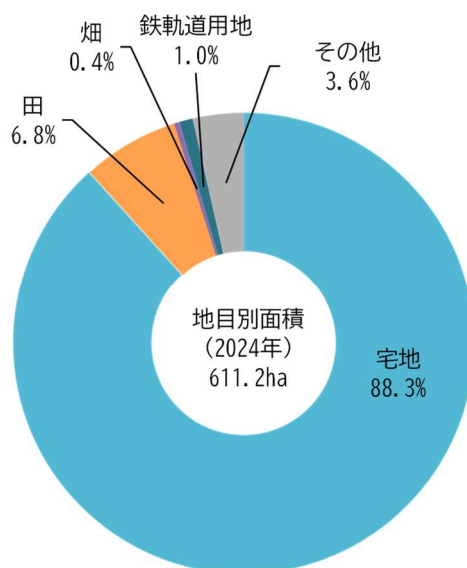


図 1-13 地目別面積の割合  
(出典：播磨町統計書)

### ④ ため池

●町内にはため池が12か所あり、ため池の総満水面積は15.5haとなっています。

表 1-3 ため池の満水面積

名称	満水面積(ha)
城池	1.2
狐狸ヶ池	0.8
上の池	0.4
石ヶ池	1.0
妹池	2.3
向ヶ池	1.6
ソウブチ池	0.4
北池	2.1
蓮池	1.1
布池	0.3
秋ヶ池	1.9
大池	2.4
合計	15.5

(出典：ため池諸元調査 ため池データベース個表)

## (2) 社会的特性

### ① 人口と世帯

- 2024（令和6）年における人口は34,916人で、2015（平成27）年から138人（約0.4%）増加しています。
- 世帯数は15,692世帯で、2015（平成27）年から1,271世帯（約9%）増加しています。
- 世帯当たり人口は2.23人で2015（平成27）年から0.18（約7%）減少しています。

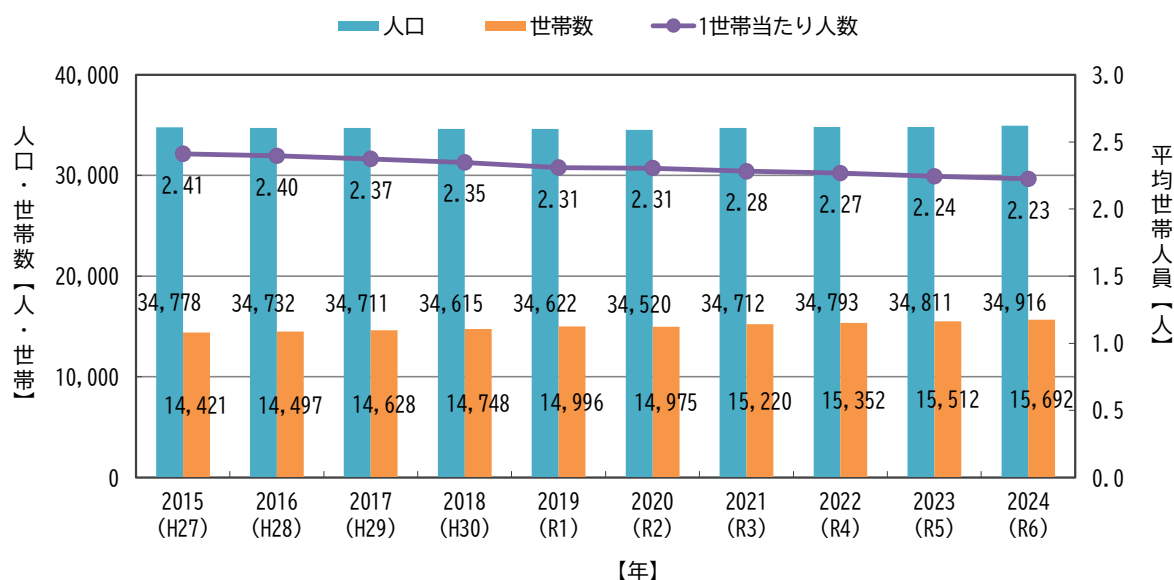


図 1-14 人口と世帯数の推移

(出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)

### ② 住宅

#### ■ 既存住宅の状況

- 2020（令和2）年における既存の持家住宅数は10,133世帯で、2005（平成17）年と比べると13.8%増加しています。

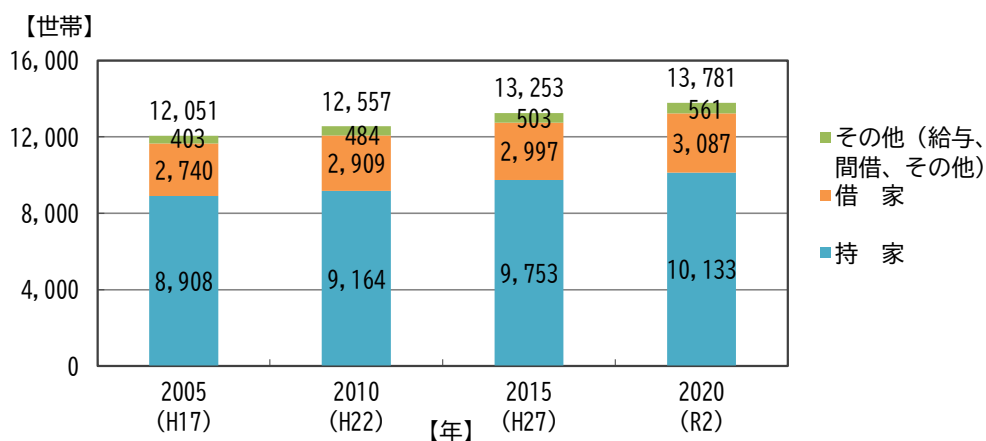


図 1-15 既存住宅の推移

(出典：播磨町統計書)

## ■ 新築住宅の状況

- 新築住宅着工の戸数は、2019（令和元）年以降減少傾向にあり、2024（令和6）年は108戸となっています。

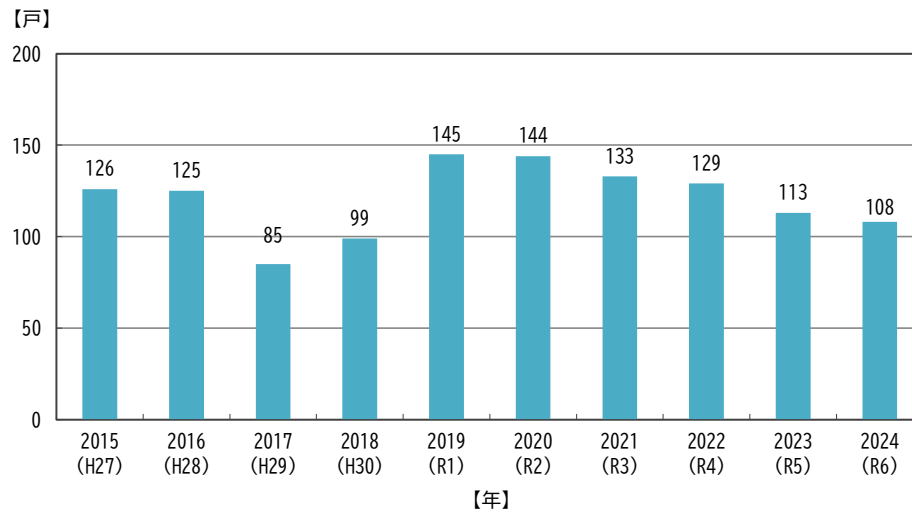


図 1-16 新築住宅着工戸数の推移  
(出典：住宅着工統計)

## ③ 自動車

### ■ 自動車保有台数

- 自動車保有台数は2023（令和5）年で21,518台あり、2014（平成26）年から759台（3.7%）増加しています。
- 乗用車（普通車・軽自動車（乗用））の保有台数は、2023（令和5）年で約16,000台程度となっており、2021（令和3）年以降はほぼ横ばいで推移しています。

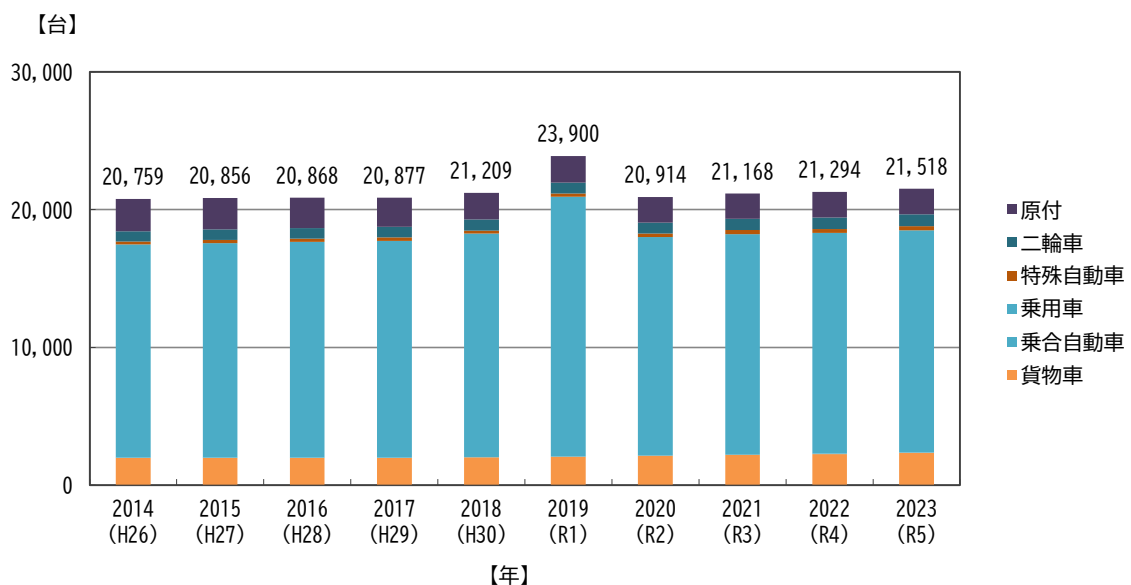


図 1-17 車種別自動車保有台数の推移  
(出典：播磨町統計書)

## ④ 公共交通機関

### ■ 鉄道

- 2023（令和5）年度の乗車人数は、5,486千人となっています。
- 2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により減少していますが、2020（令和2）年度以降は緩やかな回復傾向にあります。

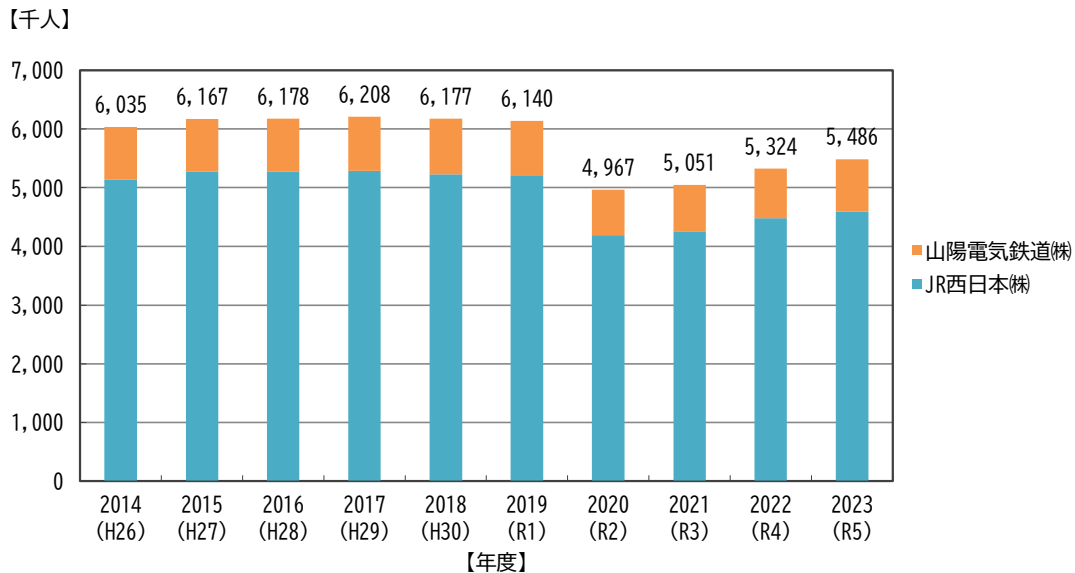


図 1-18 鉄道利用者の推移  
(出典：播磨町統計書)

### ■ 路線バス

- 町内を運行する主な路線バスの乗車人数は、2022（令和4）年度が57千人となっています。
- 2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により減少していますが、それ以降は緩やかな回復傾向にあります。

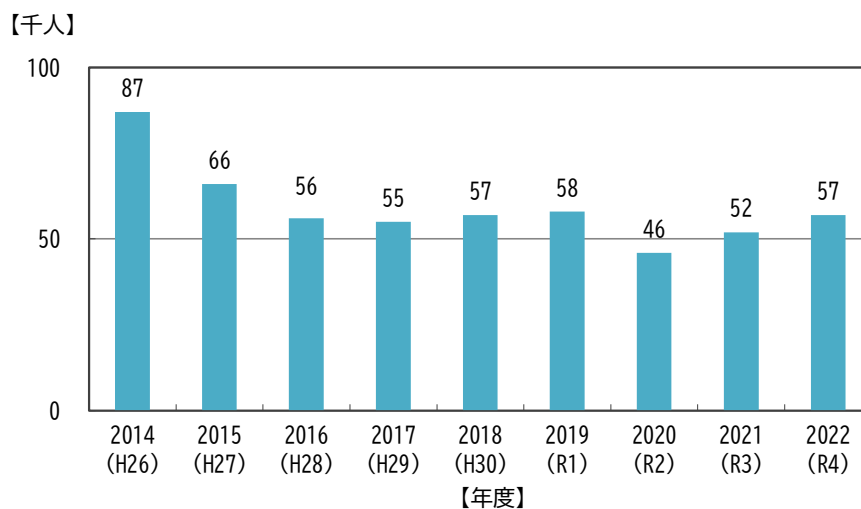


図 1-19 路線バス利用者の推移  
(出典：播磨町統計書)

### (3) 産業・経済的特性

#### ① 産業の構造

- 2021（令和3）年度における町内総生産は、第2次産業が全体の約75%を占めており、特に製造業が突出しています。
- 2021（令和3）年度における町内総生産は、174,573百万円と毎年増加しており、2020（令和2）年度と比較しても26.5%増加しています。

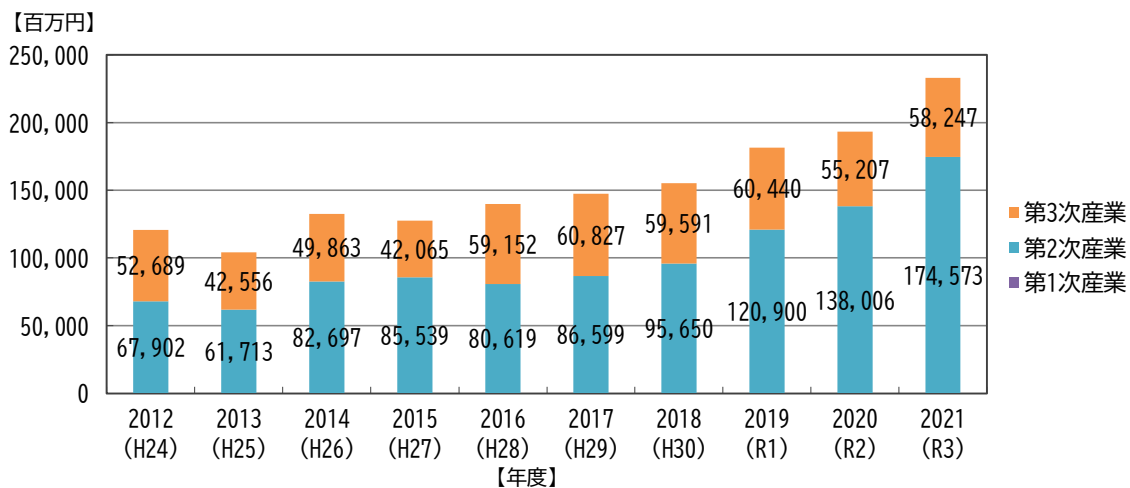


図 1-20 産業別町内総生産  
(出典：播磨町統計書)

### (4) 農業

- 2005（平成17）年以降、農家数、経営耕地面積、農家人口ともに減少しています。
- ※2015（平成27）年の経営耕地面積、2020（令和2）年の農家人口は、データが一定値以下のため、秘密保護の観点から記載なし

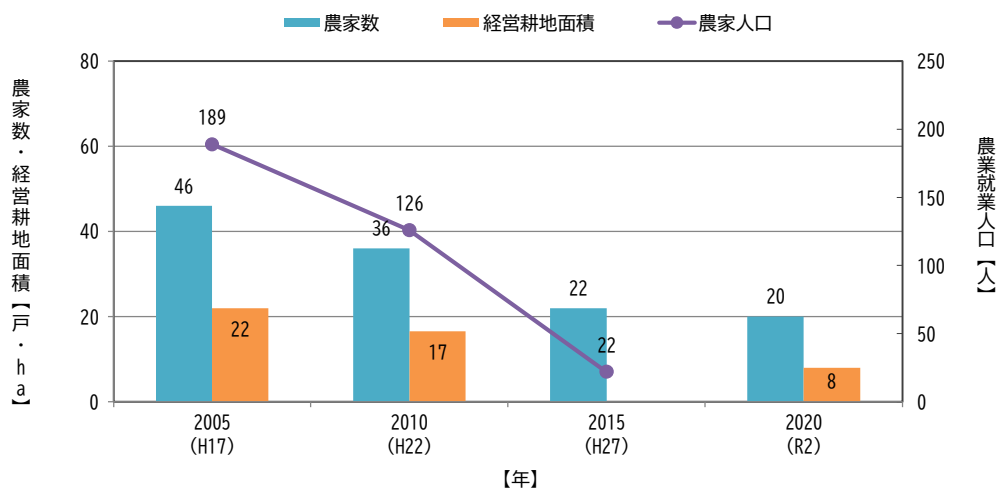


図 1-21 農家数・経営耕地面積・農家人口の推移  
(出典：播磨町統計書)

## (5) 工業

- 2021（令和3）年における製造業事業所数は61所、従業者数は4,224人で、2013（平成25）年と比べると減少傾向にあります。
  - 2021（令和3）年の製造品出荷額等は247,246百万円で、増減を繰り返しながら推移しています。
- ※2016（平成28）年は播磨町統計書に記載ないため、表示なし

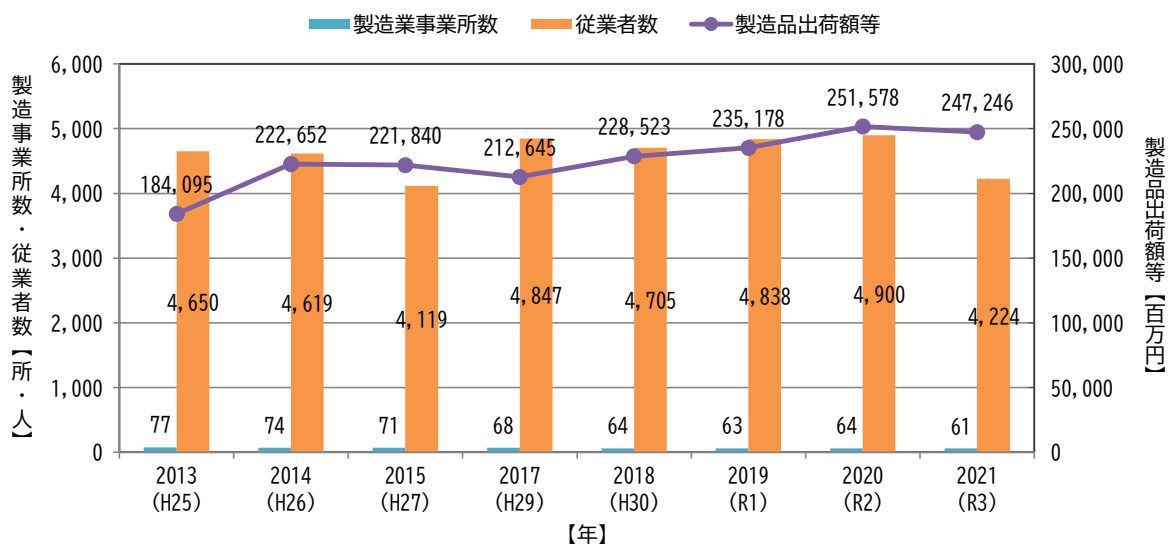


図 1-22 製造品出荷額等、事業所数、従業者の推移  
(出典：播磨町統計書)

## (6) 商業

- 2021（令和3）年における店舗数は152店、従業者数は1,154人で、店舗数は減少したものの、従業者数は2016（平成28）年と比べると増加しています。
- 2021（令和3）年の年間商品販売額は20,865百万円となっています。
- 年間商品販売額は、2014（平成26）年に減少したものの、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

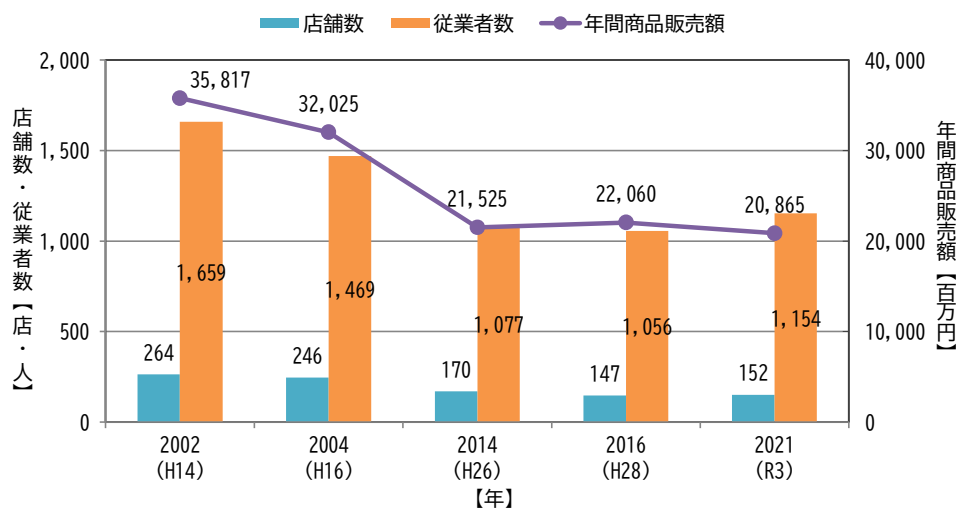


図 1-23 年間商品販売額と店舗数、従業者数の推移  
(出典：播磨町統計書)

## (7) エネルギー収支

- 環境省が提供する地域経済循環分析(2020年試行版)によると、エネルギー代金は町外へ167億円流出しています。

## (8) 地域特性のまとめ

本町の自然的・社会的・産業経済的特性等からの課題や地域資源は下記のとおりです。

表 1-4 地域の現状・課題・地域資源

区分	現状・課題	活用可能な地域資源
自然的特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本町の面積は兵庫県で最も小さく、その3割が海を埋め立てた人工島である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンパクトなまちを活かした地域公共交通と連携した脱炭素施策の展開(コンパクト・プラス・ネットワーク)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本町は、「ため池」、「水田」、「海」等の「水」が環境の基盤である</li> <li>➤ 一方、喜瀬川の適正な流量の確保や栄養塩の循環バランス確保等の広域的な課題を抱えている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 海藻などの植生により海洋資源による生物多様性の確保、漁業の再生化などを目的としたCO<sub>2</sub>吸収源確保の取組の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 年間日照時間が長い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 太陽光発電や太陽熱利用の活用</li> </ul>
社会的特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 人口、世帯数ともに増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 家庭での省エネ対策の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 住宅数(既存)は、年々増加傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新築時におけるZEHを促進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 乗用車(普通車・軽自動車(乗用))の保有台数は、2021年以降はほぼ横ばいで推移</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電気自動車(EV)等、次世代自動車への買い替えを促進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 町人口の約19%が公共交通空白地域に居住している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ デマンド型乗合タクシーなどの新たな交通システムの構築</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 船舶からの排出量割合が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 漁船の電動化や燃料転換(LNG、水素等)を推進</li> </ul>
産業経済的特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 人工島では一般機械器具製造、化学工業を中心とした製造出荷額は県下でも上位にランクイン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりのため、再生可能エネルギー等の導入を促進</li> </ul>

区分	現状・課題	活用可能な地域資源
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 製造業における産業構造の割合が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 工場・事業場での省エネ対策の強化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 商業は商店数や年間商品販売額が減少傾向にあり、商業の活性化が課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域コミュニティとの連携強化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ エネルギー代金の流出（町外へ167億円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ エネルギーの地産地消により流出を抑制</li> </ul>